

# 大分類 E — 建設業

## 総 説

建設業とは、請負によつて建設事業に従事する総合工事業及び職別工事業並びに国又は地方公共団体が直接公共のために建設事業を行う目的を以て設けた事業所のうち、主として直営で建設事業を行う事業所をいう。従つて、建設以外の他の事業に従事する企業体又は事業所の一部が各自の経営と各自の使用のために行う建設は、その企業体又は事業所で通常行われる主な経済活動によつて分類される。又投機的な建設業及び不動産業は、大分類 I 不動産業に分類され、請負工事の設計監督のみを行う工事監理機関は建設業に含まない。

建設とは、原材料又は加工済材料を用い、建築物その他の工作物の築造及び、これらに附帯する設備を架設し、又は定着し、並びにこれらの建築物及びその他の工作物を改造し、修理し、解体し、撤去し、且つ自然の地形地物を人類の生活上の利益のために人工的に改変する行為をいう。

加工済設備の取付が製造業者又は販売業者によつて行われる場合があるが、設備の製造加工又は販売をする事業所と、その設備の取付けに従事する事業所とが財産目録及び貸銀簿の点から分離区分することができる場合は、設備の取付けを主要事業とする部門は本分類に含まれる。又、分離区分ができない場合は、その事業所の主なる業務に従い製造業又は販売業に分類される。

## 中分類16—綜合工事業

### 総 説

総合工事業とは、設計書により土木建築に関する工事を総合的に施行するもので、この工事は一般に二つ以上の職別工事業に分け得るものである。

本中分類は、事業所単位によらず工事現場を直接監督し、賃金台帳を有する支社、工事事務所、出張所、場合によつては本社、本店ごと一括される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 161 重建設業（道路建設業を除く）

主として上下水道、ダム、疏水、衛生設備、鉄道軌道、トンネル、地下鉄、高架道路、重基礎工事、埠頭、港湾、その他の海上設備の建設、水上飛行場、荷役場、埋立、灌漑、治水工事、橋梁、高架橋梁、立体交叉、ガス管敷設、送油管工事、発電工事、送電線工事、通信工事、鉄塔建設、鋳業設備（例えば石炭捨場、洗濯場等）、産業附属施設（石岩窯、熔鋸炉、平炉等）等の建設に従事するものをいう。

#### 1611 国営重建設業（道路建設業を除く）

公共用の重建設を建設する目的を以つて設けられた国の機関である事業所で主として直営で重建設を行う事業所をいう。

○建設省工事事務所（国道工事事務所及び管轄工事事務所を除く）（直営で公共用の重建設を行うもの）； 同出張所（直営で公共用の重建設を行うもの）； 北海道開発庁開発建設部（直営で公共用の開発事業を行うもの）； 農林省開墾建設事業所（直営で公共のために行うもの）； 同支所（直営で公共のために行うもの）； 農林省農水利事業所（直営で公共のために行うもの）； 同支所（直営で公共のために行うもの）； 農林省〇〇川治山事業所（直営で公共のために行うもの）； 同支所（直営で公共のために行うもの）； 農林省干たく建設事業所（直営で公共のために行うもの）； 同支所（直営で公共のために行うもの）； 運輸省港湾工事事務所（直営で公共のために港湾建設を行うもの）。

×〇〇省官房管轄課〔97〕

#### 1612 地方公共団体営重建設業（道路建設業を除く）

公共用の重建設を建設する目的を以つて設けられた都道府県市町村の機関である事業所で、主として直営で重建設を行う事業所をいう。

## 中分類16—綜合工事業

○某県土木出張所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県土木事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某土木現業所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某市建設事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県復興事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某市港務事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某村水道建設事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県河水統制事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県ダム建設事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県電源開発事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某郡砂防工事事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某町橋梁建設事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県排水改良事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県干拓建設事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）；某県開拓事務所（地方公共団体が直営で公共のために行うもの）

### 1613 請負重建設業（道路建設業を除く）

主として請負によつて重建設に従事する総合請負業者の事業所をいう。

○重建設業（請負りもの）；土木請負業（重建設工事を請負りもの）；開墾工事請負業；耕地整理請負業；水力工事業；水力発電工事請負業；通信工事請負業；熔鋸炉建設業；重基礎工事業；杭打請負業；鉄道工事請負業；水道工事請負業；浚渫請負業；下水工事請負業；灌漑工事請負業；衛生設備請負工事業；埋立工事請負業；築港請負業；海工事請負業；塵芥処理設備建設業；橋梁工事請負業；ガス管敷設工事請負業；送油管工事業；鉄塔建設業；索道工事業；×船舶解体請負業（事業所より請負りもの）〔8399〕；会社管轄係（会社の事業により分類される）

### 162 道路建設業（高架道路を除く）

主として道路（渡船場を含む）、街路、小路、歩道、細道、ドライブウェイ、駐車場、飛行場（水上飛行場を除く）、競馬場、競輪場、運動競技場等の建設並びに設計内に含まれる小橋梁及び暗渠の建設に従事する事業所をいう。道路修理及び土石採取業を兼業とする道路建設業を含む。

### 1621 国営道路建設業（高架道路を除く）

公共用の道路を建設する目的を以つて設けられた国の機関である事業所で、主として直営で道路建設事業を行う事業所をいう。

○建設省国道工事事務所（直営で公共のために行うもの）；農林省林道工事事務所（直営で公共のために行うもの）

## 中分類16—綜合工事業

× 営林署林道工事事務所〔0611〕

### 1622 地方公共団体管道路建設業（高架道路を除く）

公共用の道路を建設する目的を以つて設けられた都道府県，市町村の機関である事業所で主として直管で道路建設を行う事業所をいう。

○ 県道建設事務所（地方公共団体が直管で公共のために行うもの）； 村道建設事務所（地方公共団体が直管で公共のために行うもの）； 道路建設事務所（地方公共団体が直管で公共のために行うもの）； 林道建設事務所（地方公共団体が直管で公共のために行うもの）

### 1623 請負道路建設業（高架道路を除く）

主として請負によつて道路等の建設に従事する総合請負業者の事業所をいう。

○ 道路建設業； 土木建設請負業（道路の建設を主な事業とするもの）； 道路修理請負業； ゴルフリング工事請負業； 運動競技場工事請負業

163

### 建物建設業

主として住宅及び農業用，商業用，工業用等公務用以外の産業用建物，公衙，学校，病院，図書館，公会堂等の公共建築物，塵芥処理場，火力発電所等の建物並びに総合工事業者の行う用途変更及び修理に従事するものをいう。総合工事業者による建物は本分類に含まれる。

### 1631 国営建物建設業

国有財産となるべき公共用の建物を建設する目的を以つて設けられた国の機関である事業所で，主として直管で建物建設を行う事業所をいう。

### 1632 地方公共団体管建物建設業

公共用の建築物を建設する目的を以て設けられた都道府県，市町村の機関である事業所で，主として直管で建物建設を行う事業所をいう。

### 1633 請負建物建設業

主として請負によつて建物の建設に従事する総合請負業者の事業所をいう。

○ 土木建築請負業（建物建設の請負を主とするもの）； 大工棟梁（家屋建築を総合的に請負りもの）； 建築請負業； 建物建設業（請負を主とするもの）； 堂官大工棟梁（建築を総合的に請負りもの）

## 中分類17—職別工事業

### 総 説

職別工事業は、通常総合工事の一部を請負い、あるいは所有者のために直接工事を行う事業所をいい、その作業は建設現場において行われる。本分類は工事現場を直接統括する事業所ごとに取まとめられる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

171 大 工 業

1711 大 工 業

主として大工工事に従事するものをいう。建物建設について、大工工事の外に石工事、左官工事業者と結びついて、総合的に請負うことを主とする事業所は細分類 1633 請負建物建設業に分類される。

○大工業（総合請負をしないもの）；大工工事業；造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造龍骨請負業

172 薦及び土工工事業

1721 薦 工 事 業

主として足場組立、支柱工事、曳屋工事に従事する事業所をいう。

○薦工事業；仕事師業（薦工事を主とするもの）；足場組立業；建舞業（薦工事を主とするもの）；曳屋工事業；家屋移転業

1722 土 工 工 事 業

主として土工工事に従事する事業所をいう。

○土工工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；土方親方業；黒鍬業；コンクリート建物破壊業

173 鉄骨及び鉄筋工事業

1731 鉄 骨 工 事 業

主として構造用鉄及び鋼材を用いる組立工事に従事する事業所をいう。

○鉄骨工事業

1732 鉄 筋 工 事 業

主としてコンクリート用鉄筋工事に従事する事業所をいう。

174 石工工事業、左官工事、煉瓦工事及びタイル工事業

1741 石 工 工 事 業

## 中分類17—職別工事業

主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け、仕上げに従事する事業所をいう。

○石工業（建設工事を行うもの）； 石材工事請負業； 石工工事業； 石垣築造業

1742 左官工事業

主として漆喰、木舞、壁塗、装飾用漆喰工事及び現場における擬石とぎ出し、磨出工事等に従事する事業所をいう。

○左官業； 木舞業； 漆喰工事業； 磨出工事業

1743 煉瓦工事業

主として煉瓦工事、築炉工事に従事する事業所をいう。

○煉瓦工事業； 築炉工事業

1744 タイル工事業

主としてタイル、モザイク工事に従事する事業所をいう。

○タイル工事業

175 屋根業及び板金工事業

1751 屋根業（板金を除く）

主として一般屋根工事に従事する事業所をいう。

○屋根葺業（板金を除く）； 瓦屋根業； 木羽屋根葺業； とんとん葺業； スレート屋根葺業

1752 板金工事業

主として金属製屋根、金属製天井、スカイライト工事等に従事する事業所をいう。

○板金工事業； 屋根鋸業

176 電気工事業

1761 電気工事業

主として電気器具設置、電気配線工事に従事する事業所をいう。

○電気配線工事業； 屋内配線工事業； 電気工事業； 船内配線請負業

177 管工事業

1771 管工事業

主として配管、暖冷房、空気調節、衛生設備工事に従事する事業所をいう。

○管工事業； 配管工事業； 暖房工事業； 冷房工事業； 空気調節工事業； 衛生設備工事業； 水洗便所工事業； 水道工事業（配管工事を主とするもの）； ボイラー工事業（配管工事を主とするもの）； 井戸工事業（配管工事を主とするもの）； 船舶管工事請負業

178 壁紙工事業及び塗装工事業

## 中分類17—職別工事業

- 1781 壁紙工事業  
主として建物内外の壁紙工事及びその装飾に従事する事業所をいう。  
○壁紙工事業；室内装飾工事業（壁紙工事を主とするもの）
- 1782 塗装工事業  
主として建物内外の塗装工事及びその装飾に従事する事業所をいう。  
○塗装工事業；建物装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船体塗装下請業
- 179 その他の職別工事業
- 1791 硝子工事業  
主として硝子工事に従事する事業所をいう。  
○硝子工事業
- 1792 金属製建具，金属製設備設置業  
主としてメタルサツシュ，エレベーター，傳送機，塵埃集収機等の取付工事，あるいは金属格子，金属扉，非常階段の取付け，その他金属製建具，金属製設備の設置工事に従事する事業所をいう。生産者又は販売業者による設置工事は，設置工事が別の事業所で行われないときは，それぞれ製造業もしくは商業に分類される。  
○メタルサツシュ取付業；エレベーター工事業；金属階段工事業；金属装飾工事業（建造物の金属装飾を主とするもの）；収塵装置工事業；傳送装置工事業
- 1793 防水工事業  
主としてアスファルト防水工事，モルタル防水工事等に従事する事業所をいう。  
○防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
- 1794 鑿井工事業  
主として井戸掘工事に従事する事業所をいう。主として油田及びガス油田の鑿井工事に従事する事業所は大分類 D 鉱業，小分類 123 油田及びガス油田請負業に分類される。  
○井戸掘業；鑿井業（石油井及びガス油井の鑿井を除く）；井戸替業；井戸修繕業；ポンプ工事業（井戸掘工事を主とするもの）
- 1795 熱絶縁工事業  
主として管，ボイラーその他，熱絶縁工事に従事する事業所をいう。  
○保温工事業；熱絶縁工事業；ボイラー熱絶縁工事業；保冷工事業
- 1796 寄木細工，堅材床張工事業  
主として寄木細工及び堅木床張り取付け，仕上工事に従事する事業所をいう。  
○床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業

## 中分類17—職別工事業

### 1797 特殊コンクリート工事業

主としてコンクリート基礎、コンクリート杭打、コンクリート煙突建設等の作業に従事する事業所をいう。

○コンクリート基礎工事業；コンクリート杭打業；コンクリート煙突工事業；  
特殊コンクリート工事業

### 1799 他に分類されない職別工事業

主として建物外面の清掃等、他に分類されない職別工事に従事する事業所をいう。

○サンドブラスト業；潜水工事業；甲板張替業